

公益社団法人日本産業退職者協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本産業退職者協会と称し、英文では **Japan Association of Retired Industrial Persons** (略称 **JARP**) と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本会は、必要に応じ理事会の決議によって、従たる事務所の設置、改廃をすることができる。

(目的)

第3条 本会は、わが国における高齢社会の到来に伴い、産業及び社会が新しい対応を迫られるなかで、企業を定年等により退職した者（以下「産業退職者」という。）の生活の安定及び向上を図るため、国内及び国外の関係機関・団体等との緊密な連絡・提携のもとに、必要な調査・研究、啓発・広報活動等を行うとともに、産業退職者への退職前及び退職後を通じた幅広い支援活動を推進し、もって産業及び社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 産業退職者の退職前後を通じた、社会参加活動・就業・年金・生活・健康・福祉等幅広い分野における支援、相談・指導、情報提供等を行う事業
- (2) 高齢者をめぐる諸問題に関する調査・研究、情報収集及び関係機関・団体等との連絡・提携に関わる事業
- (3) 講演会、研修会、交流会、教養保健講座等を開催する事業
- (4) 機関誌、情報提供誌その他の刊行物を発行する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- (6) コンサルティング事業、ニュース発行事業等前各号に掲げる事業の推進に資するために必要な事業

2 前項に掲げる事業を行う区域は、日本全国とする。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (3) 特別会員 本会に功労のあった者又は学識経験者であって社員総会において推薦された者

2 前項第1号の法人会員をもって、本会の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(会費)

第7条 会員（特別会員を除く。）は、社員総会において別に定める会費規程に基づき、会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 本会に法人会員又は個人会員として入会しようとする者は、理事会が定める入会申込書により申し込むものとする。

2 法人会員の入会の承認は、理事会の決議によって行う。個人会員の入会の承認は、理事長が行う。

(退会)

第9条 会員（特別会員を除く。）は、退会しようとするときは、書面でその旨を届け出ることにより、いつでも退会することができる。

2 法人会員たる法人若しくは団体が解散したとき又は個人会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条 法人会員に次に各号に掲げる行為があるときは、社員総会において、総法人会員の半数以上であって、総法人会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により、除名することができる。この場合、当該法人会員に、当該社員総会の日から1週間前までにその旨通知し、かつ社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款若しくは規則に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたとき

(2) その他の正当な事由があるとき

2 個人会員に前項に掲げる行為があるときは、理事会の決議により、除名することができる。この場合、理事会の決議の前に、当該個人会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により除名が決定された場合は、当該会員に、その旨を通知するものとする。

(会費等の不返還)

第11条 前2条の規定により会員としての資格を失った者が既に納入した会費その他会員としての義務に基づいて納入した金品は、返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構成)

第13条 社員総会は、法人会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、法人会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項について決議する。

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の場合に開催する。

(1) 理事会が開催の決議をしたとき

(2) 総法人会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する法人会員から、代表理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して開催の請求があったとき

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の議決を経て、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の場合には、請求の日から30日以内の日を開催日として招集しなければならない。

3 社員総会を招集するには、会議の日時、場所及び会議の目的である事項並びに書面による議決権の行使ができる旨を記載した書面により、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長とする。ただし、第15条第2項第2号の場合は、出席した法人会員の中から選任する。

(定足数)

第18条 社員総会は、総法人会員の議決権の過半数を有する法人会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、総法人会員の議決権の過半数を有する法人会員が出席し、出席した当該法人会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面による議決権の行使)

第20条 法人会員で社員総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面により議決権の行使を行った者は、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、当該社員総会で指名された3人の議事録署名人が署名するものとする。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 2人以内

(役員を選任・選定)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事会は、その決議によって、理事の中から、役付理事として会長1人、副会長2人以内、理事長1人、専務理事3人以内、常任理事6人以内を選定する。ただし、副会長は欠員とすることができる。

3 理事会は、その決議によって、前項の会長及び理事長を一般社団・財団法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事に選定し、代表理事以外の役付理事を同法同条同項第2号に規定する本会の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」という。）に選定する。

4 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務執行の決定に参画する。

2 代表理事は、本会を代表する。

3 業務執行理事は、法令及び定款の定めるところにより、本会の業務を執行する。業務執行理事の業務の分掌及び権限については、理事会が別に定める。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行うほか、社員総会及び理事会に出席し、必要がある場合には、その職務に関し意見を述べる。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。

(2) 財産及び会計の状況を監査すること。

(3) 前2号の監査の結果について、監査報告書を作成すること。

(4) その他法令の定める監事の職務を執行し、権限を行使すること。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、欠員の補充のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合において、第22条に定める定数が欠けることとなる場合は、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利業務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議については、総法人会員の半数以上であって、総法人会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決によらなければならない。

(役員報酬)

第28条 役員には、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬の額及びその支給基準については、社員総会の決議によって定める。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第29条 本会は、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第30条 理事会は、一般社団・財団法人法及びこの定款の定めるところにより、次に掲げる職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第31条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事から、一般社団・財団法人法第101条第2項の規定に基づき招集の請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第2号又は第3号の場合において、一般社団・財団法人法の規定に基づき、招集の請求をした理事又は監事が自ら招集するときは、この限りでない。

2 理事会を招集するには、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第34条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

(決議及び決議の省略)

第35条 理事会の決議は、出席した議決に加わることができる理事の過半数で決する。

2 前項の決議において特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した代表理事及び監事が署名しなければならない。

第5章 財産及び会計

(財産の構成)

第37条 本会の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第38条 本会の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議によって別に定める。

(会計の原則等)

第39条 本会の会計は、法令及び定款の定めによるほか、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従って処理する。会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

2 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が法令の定めるところにより事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の議決を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これらを変更するときも、同様とする。

- 2 本会は、毎事業年度の開始の日の前日までに、前項の事業計画書、収支予算書等の書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 本会は、毎事業年度経過後3箇月以内に、理事長が法令の定めるところにより計算書類（貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この条において同じ。）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、このうち計算書類、事業報告及び財産目録を定時社員総会に提出し、計算書類及び財産目録についてはその承認を受け、事業報告についてはその内容を報告しなければならない。

- 2 本会は、毎事業年度経過後3箇月以内に、法令の定めるところにより、前項に規定する書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 3 本会は、定時社員総会終了後遅滞なく、法令及び定款の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第42条 本会が、資金の借入れ（その事業年度の収入をもって償還する短期の借入れを除く。）をしようとするとき、又は、重要な財産の処分若しくは譲受けをしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第6章 事務局等

(事務局の設置)

第43条 本会は会務を処理するため事務局を設け、必要な職員を置く。

- 2 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(事務局長)

第44条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、理事会の命を受けて本会の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。
- 3 事務局長の任免は、理事会の同意を得て理事長が行う。

(帳簿、書類の備置き及び閲覧等)

第45条 事務所には、主たる事務所に5年間（従たる事務所に3年間）次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、閲覧に供さなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 貸借対照表、損益計算書、事業報告書及びこれらの附属明細書並びに監査報告書
 - (7) 財産目録
 - (8) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (9) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号に掲げる帳簿及び書類の備置き及び閲覧等に関し必要な事項は、法令の定めによるほか、理事会が別に定める。

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子公告による。ただし、事故その他やむをえない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第7章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総法人会員の半数以上であって、総法人会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決により変更することができる。ただし、第51条の規定は、変更することができない。

- 2 前項の規定により定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、変更する事項によって、その変更について法令の定めるところにより内閣総理大臣の認定又は内閣総理大臣への届出を要する場合は、この限りでない。

(合併等)

第48条 本会は、社員総会において、総法人会員の半数以上であって、総法人会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(解散)

第49条 本会は、一般社団・財団法人法第148条第4号から第7号までに掲げる事由による解散のほか、社員総会において、総法人会員の半数以上であって、総法人会員の議決権の4分の3以上に当たる多数の議決により、解散する。

(残余財産の処分)

第50条 本会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第51条 本会が公益認定を取り消された場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、社員総会の決議により、前条に定める贈与先に贈与するものとする。

第8章 補 則

(細則の制定)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 本会が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に規定する特例社団法人の解散登記と、名称変更後の公益社団法人の設立登記とを行ったときは、定款第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

2 本会の最初の代表理事は、下記の者とする。

- (1) 住 所 東京都世田谷区等々力六丁目29番21-304号
氏 名 山本 恵朗

(2) 住 所 東京都杉並区阿佐ヶ谷北三丁目31番15号
氏 名 西江 博俊

3 この定款は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成24年7月17日）

1 定款第2条の変更については平成24年7月17日から施行する。

附則（平成26年5月28日）

1 定款第15条第1項の変更については平成26年5月28日から施行する。

附則（令和2年6月9日）

1 定款第2条の変更については令和2年6月9日から施行する。

附則（令和4年6月16日）

1 定款第22条及び23条の変更については令和4年6月16日から施行する。